

防災情報等多言語配信システム導入業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、防災情報等多言語配信システムを導入するにあたり、浦河町に居住する外国人も含めた住民への、防災情報伝達手段を整備することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、本業務の受託候補者を決定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 防災情報等多言語配信システム導入業務委託
- (2) 業務内容 別紙システム導入業務委託仕様書（システム仕様適合確認表）のとおり
- (3) 見積限度額 2,649,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金）まで

3 担当部局

浦河町総務課危機管理室 担当：中垣

〒057-8511 浦河郡浦河町築地1丁目3番1号

連絡先 電話：0146-22-2311（内206）

FAX：0146-22-1240

E-mail：bosai@town.urakawa.hokkaido.jp

4 スケジュール（受託候補者決定までの手順）

内 容	実施期日等（予定）
実施要項の告示	令和2年8月17日（月）
質問書提出期限	令和2年8月27日（木）午後5時まで
質問書回答	令和2年8月28日（金）
参加申込書提出期限	令和2年9月3日（木）午後4時まで
参加資格審査結果通知	令和2年9月3日（木）午後5時予定
企画提案書提出期限	令和2年9月9日（水）正午まで
一次審査結果通知 ※参加者が5名程度の場合実施しない	令和2年9月9日（水）午後5時予定
二次審査（プレゼンテーション）	別途通知する ※令和2年9月18日（金）午前を予定
優先交渉権者選定・結果通知	審査（プレゼンテーション）の日から3日後を予定
契約締結	令和2年9月下旬予定

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）による再生開始手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全であるものでないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県民税（法人税、法人事業税）及び市町村民税等を滞納していないこと。
- (5) 別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、地方公共団体での類似する業務の受託実績があること。
- (6) 会社法に基づく役員等が暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。

6 募集要領等に関する質問

様式第5号「質問書」により、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 受付期限

令和2年8月27日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

上記3「担当部局」の電子メールアドレス宛に、添付し提出すること。また、電子メール送信後に、電話による確認を行うこと。

なお、受付期限（電子メールの受信時刻については、当町メールサーバにおいて受信された時刻とする。）経過後の質問及び指定した方法以外での方法での質問は一切受け付けない。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和2年8月28日（金）までに浦河町ホームページに公開する。回答の際、質問を行った業者の名称は公開しないこととし、質問に対する回答は、本実施要項及びその他提供資料の追加または修正とみなす。

7 参加の受付

(1) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 直近1年間の納税証明書写し※国税・道税・市町村民税
- ④ 防災情報等多言語配信システム導入業務委託仕様書（システム仕様適合確認表）（別紙）

(2) 提出期限

令和2年9月3日(木)午後4時まで【必着】

(3) 提出先

「3 担当部局」に同じ

※封筒に「防災情報等多言語配信システム導入業務委託プロポーザル参加申込書在中」と表記すること。

(4) 提出方法

郵送による。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 参加資格審査結果通知

参加申込があった者には参加資格の有無について、令和2年9月3日(木)午後5時までにプロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第3号)をメールにて送付する。なお、原本については、翌日郵送する。メール及び郵送による原本が到着しない場合は、必ず「3 担当部局」まで連絡すること。なお、「8 提案書等の提出」は、参加資格を有すると認められた場合のみ提出することができる。

(6) 中途の参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式第4号)を提出すること。

(7) 予定参加事業者が3者に達しない場合は、参加の受付期間を延長する場合がある。

8 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年9月9日(水)正午まで【必着】

(2) 提出先

「3 担当部局」に同じ

※封筒に「防災情報等多言語配信システム導入業務委託プロポーザル企画提案書在中」と表記すること。

(3) 提出方法

郵送による。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出書類

提出書類は次のとおり。(書式は自由とする。)

①企画提案書 … メール機能と電話機能がそれぞれわかるよう、別々に作成すること。

※編綴順は①メール②電話とするが、一冊に編綴することも可とする。

ただし、それぞれの提案書の区別がつくように工夫をすること。

②業務工程表 … メールと電話をそれぞれ別に作成すること。ただし、業務工程がそれぞれ別に表示されていれば、集約し作成することも可とする。

③参考見積書 … メール機能導入費用と電話機能導入費用がそれぞれわかるよう、別々に作成すること。

(5) 様式

- ①様式はA4判で任意の様式とするが、印刷内容によってA3版の使用も可とする。使用するフォントの文字サイズは原則12ポイントとし、最大20ページ（両面使用）とする。
- ②簡潔かつ明瞭に記述し、専門知識を有しない者でも理解できる内容・表現で作成し、各ページにページ番号を記入すること。
- ③企画提案書には「9 審査及び決定」、「(2) 評価基準」、「②二次審査 評価項目・審査事項」に示された「実績」「実施体制」「企画提案」について必ず記載すること。

(6) 参考見積書

本要項で示す業務の委託料の上限（消費税及び地方消費税を含む。）以内で、参考見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載するとともに、企画提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量を含む。）を明記すること。また、人件費等の経費積算の内訳が判別できるように記載すること。

(7) 提出部数

- ①企画提案書、業務工程表、参考見積書それぞれ10部とし、左肩ホチキス留めとすること。
- ②企画提案書、業務工程表、参考見積書それぞれA3判の場合は、右側を片袖折とすること。

9. 審査及び決定

(1) 審査及び受託候補者の決定

審査は、町の職員で構成する「防災情報等多言語配信システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が実施する。

審査は次の2段階で行う。ただし、参加者が5者程度であれば一次審査は行わない。

① 一次審査

本要項「7 参加の受付（1）提出書類」及び「8 提案書等の提出（4）提出書類」に記載する書類を審査し、審査委員による合議により一次審査合格者として5者程度を選定する。

② 二次審査（令和2年9月18日（金）午前を予定）

一次審査合格者には二次審査として、提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーションの会場・時間等の詳細は別途通知するものとする。なお、二次審査については非公開とする。

(ア) 二次審査への参加者は1者3名以内とする。

(イ) 業務責任者となる予定の者は、プレゼンテーションに原則参加すること。

(ウ) 提案書に基づきプレゼンテーション形式で行う。なお、登録制メールと電話の機能等についてそれぞれ別に提案することとし、質疑等の時間を含めて30分以内とする。

(エ) アプリケーションソフトによるOA機器を使用する場合は、提案書に記載が無い内容を使用しない。なお、その際使用するプロジェクター及び接続ケーブル（D-Sub15ピン）は町が用意するが、接続する端末やD-Sub15ピンへの変換が必要な場合の変換アダプタについては、提案者が用意するものとする。

(オ) プレゼンテーション及びヒアリングを実施したのち、審査委員が審査を実施し、選考

基準に基づき評価を行い、各委員の評価点の合計が最も高い者を本業務において最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。また、各委員の評価点の合計が同点の者が2者以上あるときは、最低見積価格の者を最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。なお、各委員の評価点の合計が同点かつ見積価格も同額の提案者が2者以上あるときは、審査委員の合議による方法により、最適格者（契約の第1位候補者）として特定する。

※ただし、各委員の評価点の合計平均点が50点に満たない場合は、最適格者（契約の第1位候補者）として特定しない場合がある。

(カ) (オ) により最も優秀な提案を行った者を契約の第1位候補者とし、随意契約に向けた手続きを行うこととなるが、契約時における契約金額は見積価格を上回らないこと。また、なんらかの事由で契約が不調となった場合は、第2位の者と協議するものとし、第2位の者とも契約が不調となった場合も以下同様とする。

(キ) 選定委員会において、別表審査基準に基づき採点し、得点が最上位の事業者を優先交渉権者とする。なお、提案者の選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(2) 評価基準

①一次審査 評価項目・審査事項

評価項目区分	審査事項	配点
実績	本業務と類似する業務の経験、実績があり、本業務を円滑に進められることが認められるか。	10
システム仕様 適合確認表	適合確認表の内容が、町の求める仕様（必須項目、適合の有無、補足説明）となっているか。	10
参考見積	参考見積額について、積算根拠が明瞭であり、提案の内容に対し妥当なものであるか。	10
合 計		30

②二次審査 評価項目・審査事項（登録制メール）

評価項目区分	審査事項	配点
実績	本業務と類似する業務の経験、実績があり、本業務を円滑に進められることが認められるか。	15
実施体制	提案内容を実施するにあたり、組織として十分な基盤と体制が確保されているか。	5
	町の想定スケジュールにより業務を実施することができる体制が確保されているか。	5
企画提案	導入するメールについて、機能等の内容がわかりやすくまとめられているか。（管理・登録設定・配信方法、多言語対応について など）	20

	配信速度や最大件数などの配信処理能力について、イメージがしやすくわかりやすい内容となっているか。	20
参考見積	参考見積額について、積算根拠が明瞭であり、提案の内容に対し妥当なものであるか。	20
プレゼンテーション	提案内容の説明がわかりやすく、かつ説得力があるか。	10
	質疑への回答が適切なものであるか。	5
合 計		100

②二次審査 評価項目・審査事項（電話）

評価項目区分	審査事項	配点
実績	本業務と類似する業務の経験、実績があり、本業務を円滑に進められることが認められるか。	15
実施体制	提案内容を実施するにあたり、組織として十分な基盤と体制が確保されているか。	5
	町の想定スケジュールにより業務を実施することができる体制が確保されているか。	5
企画提案	発信速度や最大件数などの発信処理能力について、イメージがしやすくわかりやすい内容となっているか。	20
	要配慮者や高齢者、防災無線の圏外・難聴地域の住民が利用しやすくわかりやすい内容になっているか。	20
参考見積	参考見積額について、積算根拠が明瞭であり、提案の内容に対し妥当なものであるか。	20
プレゼンテーション	提案内容の説明がわかりやすく、かつ説得力があるか。	10
	質疑への回答が適切なものであるか。	5
合 計		100

10 結果通知

(1) 一次審査結果通知

①通知日 令和2年9月9日（水）午後5時（予定）

②通知方法 一次審査対象者すべてにメールで通知するとともに、書面（様式6号）を郵送する。

(2) 二次審査結果通知

①通知日 二次審査より3日後（予定）

②通知方法 一次審査対象者すべてにメールで通知するとともに、書面（受託選定者には様式7号、受託非選定者には様式第8号）を郵送する。

(3) その他

①審査結果を浦河町ホームページで公表する。

②評価内容に対する問合せには応じない。

1 1 その他

- (1) 参加者は、登録制メール及び電話の機能等についてそれぞれ別に提案することとし、ひとつの提案に対し、複数の規格を提案できないものとする。
- (2) 参加表明及び企画提案に要する経費は、提案者負担とする。
- (3) 提出書類の返却はしない。
- (4) 提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。
- (6) 原則として提出後の提出書類の記載内容の変更を認めない。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とする。
- (8) 告示（通知）の日以降、関係部署への営業活動等は禁止する。
- (9) 優先交渉権者を選定した後の契約手続きは、浦河町財務規則（昭和43年規則第3号）ほか、関係法令による。
- (10) やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合はプロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した経費を浦河町に請求することはできない。